

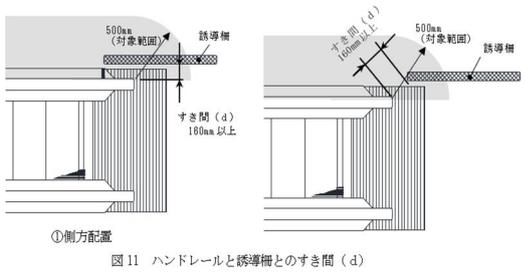
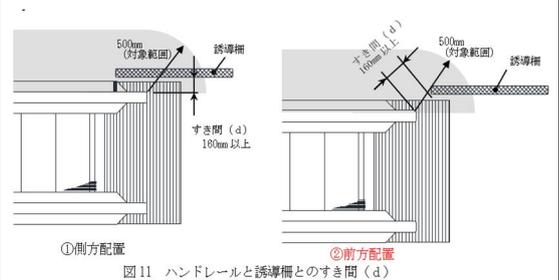
# 「昇降機定期検査業務基準書 2025 年版」 正誤

令和 8 年 3 月 2 日 更新

No	章	頁	訂正箇所	誤	正	更新日																																																																																
1	1	16	別表1/処分事由欄	法第12条第1項に規定する調査、同条第2項若しくは第4項に規定する点検又は同条 <b>第三項</b> に規定する検査～	法第12条第1項に規定する調査、同条第2項若しくは第4項に規定する点検又は同条 <b>第3項</b> に規定する検査～	R8 3.2																																																																																
2	3	162	3(5)床合わせ補正装置及び着床装置 (ケイ線を削除)	<table border="1"> <tr> <td>(5) 床合わせ補正装置及び着床装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(戸開き状態において作動する再床合わせ装置:)</td> <td></td> <td>有</td> <td>・</td> <td>0</td> <td>無</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(5) 床合わせ補正装置及び着床装置							0					(戸開き状態において作動する再床合わせ装置:)		有	・	0	無		0					<table border="1"> <tr> <td>(5) 床合わせ補正装置及び着床装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(戸開き状態において作動する再床合わせ装置:)</td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>0</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(5) 床合わせ補正装置及び着床装置							0					(戸開き状態において作動する再床合わせ装置:)			・	0	無							R7 7.3																																
(5) 床合わせ補正装置及び着床装置							0																																																																															
(戸開き状態において作動する再床合わせ装置:)		有	・	0	無		0																																																																															
(5) 床合わせ補正装置及び着床装置							0																																																																															
(戸開き状態において作動する再床合わせ装置:)			・	0	無																																																																																	
3	3	164	1(3)ブレーキ/制動力/ロ	ロ、かごが <b>無積載において</b> 定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認	ロ、かごが <b>無負荷の状態において</b> 定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認	R7 7.3																																																																																
4	3	167	2(17)主索又は鎖/主索 (選択欄を追加)	<table border="1"> <tr> <td>索線切れ</td> <td>最も摩損した主索の番号 ( )</td> <td>該当する索線切れ判定基準 ( )</td> <td>索線切れが生じた部分の断面積の割合</td> <td>70%超・70%以下</td> </tr> <tr> <td>錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( )</td> <td>谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( )</td> <td>直径 ( mm)</td> <td>未摩耗直径 ( mm)</td> <td>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )</td> </tr> </table>	索線切れ	最も摩損した主索の番号 ( )	該当する索線切れ判定基準 ( )	索線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超・70%以下	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( )	谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( )	直径 ( mm)	未摩耗直径 ( mm)	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )	<table border="1"> <tr> <td>索線切れ</td> <td>最も摩損した主索の番号 ( )</td> <td>該当する索線切れ判定基準 ( )</td> <td>索線切れが生じた部分の断面積の割合</td> <td>70%超・70%以下</td> </tr> <tr> <td>錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( )</td> <td>谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( )</td> <td>直径 ( mm)</td> <td>未摩耗直径 ( mm)</td> <td>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )</td> </tr> </table>	索線切れ	最も摩損した主索の番号 ( )	該当する索線切れ判定基準 ( )	索線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超・70%以下	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( )	谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( )	直径 ( mm)	未摩耗直径 ( mm)	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )	R7 7.3																																																												
索線切れ	最も摩損した主索の番号 ( )	該当する索線切れ判定基準 ( )	索線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超・70%以下																																																																																		
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( )	谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( )	直径 ( mm)	未摩耗直径 ( mm)	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )																																																																																		
索線切れ	最も摩損した主索の番号 ( )	該当する索線切れ判定基準 ( )	索線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超・70%以下																																																																																		
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 ( )	谷部が赤錆色に見える主索の番号 ( )	直径 ( mm)	未摩耗直径 ( mm)	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ( )																																																																																		
5	3	178	1(10)巻上機/ブレーキ (ケイ線と○を削除)	<table border="1"> <tr> <td>ブレーキ</td> <td>パッドの厚さ</td> <td><input checked="" type="radio"/> イ.製造者が指定する</td> <td>要重点点検となる基準値 ( 5.0以下 mm)</td> <td>右</td> <td>5.6</td> <td>mm</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>要是正となる基準値 ( 4.0以下 mm)</td> <td></td> <td>左</td> <td>5.6</td> <td>mm</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/> ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する</td> <td>要重点点検となる基準値 ( mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>要是正となる基準値 ( mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>制動力</td> <td><input type="radio"/> 通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	ブレーキ	パッドの厚さ	<input checked="" type="radio"/> イ.製造者が指定する	要重点点検となる基準値 ( 5.0以下 mm)	右	5.6	mm	<input type="radio"/>			要是正となる基準値 ( 4.0以下 mm)		左	5.6	mm	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 ( mm)							要是正となる基準値 ( mm)							制動力	<input type="radio"/> 通					<input type="radio"/>	<table border="1"> <tr> <td>ブレーキ</td> <td>パッドの厚さ</td> <td><input checked="" type="radio"/> イ.製造者が指定する</td> <td>要重点点検となる基準値 ( 5.0以下 mm)</td> <td>右</td> <td>5.6</td> <td>mm</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>要是正となる基準値 ( 4.0以下 mm)</td> <td></td> <td>左</td> <td>5.6</td> <td>mm</td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/> ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する</td> <td>要重点点検となる基準値 ( mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>要是正となる基準値 ( mm)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>制動力</td> <td><input type="radio"/> 通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	ブレーキ	パッドの厚さ	<input checked="" type="radio"/> イ.製造者が指定する	要重点点検となる基準値 ( 5.0以下 mm)	右	5.6	mm	<input type="radio"/>			要是正となる基準値 ( 4.0以下 mm)		左	5.6	mm	<input type="radio"/>			<input type="radio"/> ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 ( mm)							要是正となる基準値 ( mm)							制動力	<input type="radio"/> 通					<input type="radio"/>	R8 3.2
ブレーキ	パッドの厚さ	<input checked="" type="radio"/> イ.製造者が指定する	要重点点検となる基準値 ( 5.0以下 mm)	右	5.6	mm	<input type="radio"/>																																																																															
		要是正となる基準値 ( 4.0以下 mm)		左	5.6	mm	<input type="radio"/>																																																																															
		<input type="radio"/> ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 ( mm)																																																																																			
		要是正となる基準値 ( mm)																																																																																				
	制動力	<input type="radio"/> 通					<input type="radio"/>																																																																															
ブレーキ	パッドの厚さ	<input checked="" type="radio"/> イ.製造者が指定する	要重点点検となる基準値 ( 5.0以下 mm)	右	5.6	mm	<input type="radio"/>																																																																															
		要是正となる基準値 ( 4.0以下 mm)		左	5.6	mm	<input type="radio"/>																																																																															
		<input type="radio"/> ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 ( mm)																																																																																			
		要是正となる基準値 ( mm)																																																																																				
	制動力	<input type="radio"/> 通					<input type="radio"/>																																																																															
6	3	187	2(10)地震時管制運転措置/加速度を検知する部分の取付けの状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>建告</b>第 1536 号第 2 第一号、第二号</li> <li><b>企</b>129 条の 10 第 4 項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>国告</b>第 1536 号第 2 第一号、第二号</li> <li><b>企</b>129 条の 10 第 4 項</li> </ul>	R7 7.3																																																																																
7	3	187	2(10)地震時管制運転措置/作動の状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>建告</b>第 1536 号第 2 第三号 (かごの定格速度が 240m 以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、平 12 建告第 1413 号第 1 第五号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>国告</b>第 1536 号第 2 第三号 (かごの定格速度が 240m 以上の乗用エレベーター及び寝台用エレベーターにあっては、平 12 建告第 1413 号第 1 第五号)</li> </ul>	R7 7.3																																																																																
8	3	187	2(10)地震時管制運転措置/予備電源の作動の状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>建告</b>第 1536 号第 2 第四号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>国告</b>第 1536 号第 2 第四号</li> </ul>	R7 7.3																																																																																
9	3	193	2(14)地震時管制運転装置/加速度を検知する部分の取付けの状況 (「関係法令等」欄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>建告</b>第 1536 号第 2 第一号、第二号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平 20 <b>国告</b>第 1536 号第 2 第一号、第二号</li> </ul>	R8 3.2																																																																																

No	章	頁	訂正箇所	誤	正	更新日
10	3	193	2(14)地震時管制 運転装置/作動の 状況 〈「関係法令等」 欄〉	・平 20 <a href="#">建告</a> 第 1536 号第 2 第三号	・平 20 <a href="#">国告</a> 第 1536 号第 2 第三号	R8 3. 2
11	3	193	2(14)地震時管制 運転装置/予備電 源の作動の状況 〈「関係法令等」 欄〉	・平 20 <a href="#">建告</a> 第 1536 号第 2 第四号	・平 20 <a href="#">国告</a> 第 1536 号第 2 第四号	R8 3. 2
12	3	202	3(6)踏段鎖、ベル ト又は踏段相互の すき間/踏段相互 のすき間 〈「関係法令等」 欄〉	・平 12 建告第 1417 号第 1 第二号【平 12 建告第 1413 号第 2 第三 <u>倉</u> ハ】	・平 12 建告第 1417 号第 1 第二号【平 12 建告第 1413 号第 2 第三 <u>号</u> ハ】	R7 7. 3
13	3	202	3(7)スカートガー ド/踏段とスカー トガードのすき間 〈「関係法令等」 欄〉	・平 12 建告第 1417 号第 1 第一号【平 12 建告第 1413 号第 2 第三 <u>倉</u> ロ】	・平 12 建告第 1417 号第 1 第一号【平 12 建告第 1413 号第 2 第三 <u>号</u> ロ】	R8 3. 2
14	4	210	(11)目視等により 確認し又は測定す る	目視等で容易に判断できる場合は <u>目視</u> で判定し、 <u>目 視</u> で判断できない場合に測定するものです。	目視等で容易に判断できる場合は <u>目視等</u> で判定し、 <u>目 視等</u> で判断できない場合に測定するものです。	R7 7. 3
15	4	217	1(14)巻上機/ブレ ーキ/保持力の状 況 〈「既存不適格」 欄〉	<u>なし</u>	<u>あり</u>	R7 7. 3
16	4	235	1(4)救出装置/手 巻きハンドル等又 は充電回路等の 設置の状況 〈「検査対象の解説」 5箇所:下から4行目 ～16行目〉	・平 <a href="#">20</a> 建告第 1413 号第 1 第一号イ ・【平 <a href="#">20</a> 建告第 1413 号第 1 第一号】 ・【平 <a href="#">20</a> 建告第 1413 号第 1 第二号】 ・【平 <a href="#">20</a> 建告第 1413 号第 1 第三号】 ・【平 <a href="#">20</a> 建告第 1413 号第 1 第四号】 ・【平 <a href="#">20</a> 建告第 1413 号第 1 第五号】	・平 <a href="#">12</a> 建告第 1413 号第 1 第一号イ ・【平 <a href="#">12</a> 建告第 1413 号第 1 第一号】 ・【平 <a href="#">12</a> 建告第 1413 号第 1 第二号】 ・【平 <a href="#">12</a> 建告第 1413 号第 1 第三号】 ・【平 <a href="#">12</a> 建告第 1413 号第 1 第四号】 ・【平 <a href="#">12</a> 建告第 1413 号第 1 第五号】	R8 3. 2
17	4	236	1(4)救助装置/制 動装置等の開放の 状況 〈表の下〉	○ <u>検査</u> 対象	○ <u>検査</u> 対象	R7 7. 3
18	4	238	「別記（注意）」 の内容/㉑ 〈上から8行目〉	別表第 6（に）欄に掲げる～	別表第 1（に）欄に掲げる～	R8 3. 2
19	4	238	定期検査報告書等 の記入方法の解説	検査の結果「 <u>主接点が適</u> 」「フェールセーフ設計に該 当しない」「製造者が指定する交換基準が稼働年数」 の場合の例を次に示します。	検査の結果「 <u>接点が目視等により確認できない</u> 」「フェ ールセーフ設計に該当しない」「製造者が指定する交換 基準が稼働年数」の場合の例を次に示します。	R8 3. 2

No	章	頁	訂正箇所	誤	正	更新日																		
20	4	238	定期検査報告書等の記入方法の解説 (記入例)	<p>電動機主回路用接触器の主接点 主接点を<b>目視</b>により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準 (リレー名称、10年) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する基準 ( )</p>	<p>適・否・確認不可 最終交換日 2020年10月1日 リレー名称 5年</p>	R8 3.2																		
				↓	<p>電動機主回路用接触器の主接点 主接点を<b>目視等</b>により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準 (リレー名称、10年) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する基準 ( )</p>	<p>適・否・確認不可 最終交換日 2020年10月1日 リレー名称 5年</p>																		
21	4	243	1(12)巻上機/綱車と主索のかかりの状況 (検査対象の解説)	<p><u>巻胴式の検査判定については、複数の溝間の摩耗差の状況のみ確認してください。</u></p>	<p><u>巻胴式エレベーターは、トラクション式エレベーターと比べ主索・巻胴間のすべり量が非常に小さく、溝の摩耗がほとんど発生しないため、対象外となります。</u></p>	R8 3.2																		
22	4	257	1(18)駆動装置等の耐震対策/転倒及び移動を防止するための措置の状況 (「検査対象の解説」)	<p>2)主要な支持部分に含まれる<b>機器</b>、機械室ありではマシンビーム、機械室なしでは～</p>	<p>2)主要な支持部分に含まれる<b>機器は</b>、機械室ありではマシンビーム、機械室なしでは～</p>	R8 3.2																		
23	4	248	「別記(注意)」の内容/ <b>⑩</b> (上から13行目)	<p>～右欄に検査で測定した寸法を記入してください。<u>ただし～</u></p>	<p>～右欄に検査で測定した寸法を記入してください。<u>ただし～</u></p>	R7 7.3																		
24	4	278	判定基準の解説 (3) (上から16行目)	<p>3)<u>地震</u>管制運転装置が作動した状態で～</p>	<p>3)<u>地震時等</u>管制運転装置が作動した状態で～</p>	R7 7.3																		
25	4	304	4(11)施錠装置/ロック機構の状況 (表中の一部を修正)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>昇降路救出口</th> <th>エレベーター用点検口</th> <th>煙感知器点検口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> </tr> <tr> <td>× 関係法令 なし</td> <td>× 関係法令 なし</td> <td>× 関係法令 なし</td> </tr> </tbody> </table>	昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	× 関係法令 なし	× 関係法令 なし	× 関係法令 なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>昇降路救出口</th> <th>エレベーター用点検口</th> <th>煙感知器点検口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> <td>○ 令第129条の7 第一号</td> </tr> <tr> <td>△ 関係法令 なし</td> <td>△ 関係法令 なし</td> <td>△ 関係法令 なし</td> </tr> </tbody> </table>	昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし	R7 7.3
昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口																						
○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号																						
× 関係法令 なし	× 関係法令 なし	× 関係法令 なし																						
昇降路救出口	エレベーター用点検口	煙感知器点検口																						
○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号	○ 令第129条の7 第一号																						
△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし	△ 関係法令 なし																						
26	4	427	6(3)下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ/設置及び作動の状況 (表の下の「検査対象の解説」を削除)	<p><u>○検査対象の解説</u> <u>油圧エレベーターはかごがブランチャーに直接支えられているので、かごが昇降路底部に衝突するおそれがないことから、最下階のファイナルリミットスイッチを設けていないものもあります。</u></p>	<p>(削除)</p>	R7 7.3																		
27	4	553	4(6)駆動鎖切断時停止装置/設定の状況	<p>(追加)</p>	<p><u>○検査対象の解説</u> <u>駆動鎖切断時停止機構を有する場合は対象となります。なお、トラス内に電動機、減速機が設置されている中間駆動方式の場合は駆動鎖切断時停止機構がないため対象外となります。</u></p>	R8 3.2																		
28	4	555	5(1)交差部固定保護板/取付けの状況 (表の下の「検査対象の解説」)	<p><u>ハンドレールの外縁から50cm以下の範囲に、平12建告第1417号による交差部がある場合は対象となります。」「ハンドレールの外縁から50cm以下の範囲に、平12建告第1417号による交差部がある場合は、運転方向にかかわらず対象となります。」</u></p>	<p>ハンドレールの外縁から50cm以下の範囲に、平12建告第1417号による交差部がある場合は、運転方向にかかわらず対象となります。</p>	R7 7.3																		
29	4	559	○判定基準の解説 (上から12行目)	<p>(図 10-1 参照)</p>	<p>(図 10 参照)</p>	R7 7.3																		

No	章	頁	訂正箇所	誤	正	
30	4	564	図11 〈右側の図〉	 <p>①側方配置 図11 ハンドレールと誘導柵とのすき間 (d)</p>	 <p>②前方配置 図11 ハンドレールと誘導柵とのすき間 (d)</p>	R7 7.3
31	巻末	656	特定行政庁一覧 〈木更津市の後に 左記の市を追加〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">流山市 まちづくり推進部建築住宅課 270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6088</a></li> <li>・ <a href="#">成田市 土木部建築住宅課 286-8585 成田市花崎町 760 0476-20-1564</a></li> </ul>		R7 7.3
		657	特定行政庁一覧 〈横浜市の電話番 号〉	045-671-2933	045-671-4538	R7 7.3
		658	特定行政庁一覧 〈野々市市の後に 左記の市を追加〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="#">加賀市 建設部建築課 922-0811 加賀市大聖寺南町ニ 41 0761-72-7935</a></li> </ul>		R7 7.3

以上